

1. 議事日程（第 1 日目）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 承認第 2 号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて  
（上天草市税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第 5 承認第 3 号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて  
（上天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第 6 承認第 4 号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて  
（上天草市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第 7 承認第 5 号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて  
（平成 2 1 年度上天草市一般会計補正予算（第 1 2 号））
- 日程第 8 承認第 6 号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて  
（平成 2 1 年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 5 号））
- 日程第 9 承認第 7 号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて  
（平成 2 1 年度上天草市診療所特別会計補正予算（第 6 号））
- 日程第 1 0 承認第 8 号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて  
（平成 2 1 年度上天草市斎場特別会計補正予算（第 7 号））
- 日程第 1 1 承認第 9 号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて  
（平成 2 1 年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計補正予算（第 6 号））
- 日程第 1 2 承認第 1 0 号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（追加）  
（平成 2 2 年度上天草市一般会計補正予算（第 2 号））
- 日程第 1 3 議案第 4 0 号 上天草市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 4 議案第 4 1 号 上天草市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 5 議案第 4 2 号 上天草市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

の制定について

- 日程第 1 6 議案第 4 3 号 上天草市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 1 0 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 7 議案第 4 4 号 上天草市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 8 議案第 4 5 号 平成 2 2 年度上天草市一般会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 1 9 議案第 4 6 号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について
- 日程第 2 0 報告第 1 号 平成 2 1 年度上天草市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 2 1 報告第 2 号 平成 2 1 年度上天草市斎場特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 2 2 報告第 3 号 平成 2 1 年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 2 3 報告第 4 号 平成 2 1 年度上天草市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 2 4 報告第 5 号 平成 2 1 年度上天草市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

---

2. 本日の出席議員は次のとおりである。(21名)

議長	堀江 隆臣				
1 番	平田 晶子	2 番	何川 雅彦	3 番	田中 辰夫
4 番	須崎 光枝	5 番	宮下 昌子	6 番	西本 輝幸
7 番	高橋 健	8 番	小西 涼司	9 番	島田 光久
1 0 番	川口 望	1 1 番	田中 万里	1 3 番	北垣 潮
1 4 番	園田 一博	1 5 番	窪田 進市	1 6 番	津留 和子
1 7 番	桑原 千知	1 8 番	渡辺 勝也	1 9 番	田中 勝毅
2 0 番	蔭塚 安親	2 1 番	新宅 靖司		

---

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。(1名)

1 2 番 山口 安彦

---

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市	長	川端 祐樹	病院事業管理者	樋口 定信
総務企画部	長	永森 良一	市民生活部長	佐伯 秀昭
建設部	長	尾上 徳廣	経済振興部長	坂中 孝臣
教育部	長	村枝 誠二	健康福祉部長	杉田 省吾
上天草総合病院	事務長	松本 精史	会計管理者	杉田 良一
水道局	長	松本 和任	総務課長	橋本 秀雄
財政課	長	竹下 学		

---

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局	長	森内 孝生	局長補佐	野崎 秀満
参事		川端 彰		

---

開会 午前10時00分

○議長（堀江 隆臣君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、これより平成22年第2回上天草市議会定例会を開会いたします。

ここで、報道機関より写真の撮影の申し出がっておりますので、これを許可したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。

それでは、会議に入ります前に、去る5月26日に東京の日比谷公会堂におきまして第86回全国市議会議長会定期総会が開催されました。その際、市議会議員として10年以上の職にあった者に対し、全国市議会議長会の会長表彰を津留和子議員が受賞されました。

よって、ただいまからその表彰状の伝達式をとり行いたいと思いますので御同意をお願いいたします。

それでは、受賞されました津留和子議員、前のほうにお越しくください。

表彰状。上天草市津留和子殿。あなたは市議会議員として10年市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第86回定期総会に当たり、本会表彰規程により表彰いたします。平成22年5月26日、全国市議会議長会会長五本幸正。おめでとうございます。（拍手）

これを持ちまして表彰状の伝達式を終わります。

また、去る4月1日付をもって部課長の人事異動がっておりますので、順次御紹介を申し上げます。簡単なごあいさつをお願いいたします。

まず、市民生活部長。

**○市民生活部長（佐伯 秀昭君）** 皆さん、おはようございます。

4月1日の異動によりまして、経済振興部より今回市民生活部を拝命いたしました佐伯と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

市民生活部は御承知いただいているかと思えますけれども、税務課、納税課、大矢野窓口センター、環境衛生課それから市民窓口課、姫戸支所それから龍ヶ岳支所、5課2支所でございます。市民の方々の直接の窓口として、親切丁寧なサービスに向けて努めてまいりたいと考えておりますので、どうぞ今後ともよろしくをお願いいたします。

**○議長（堀江 隆臣君）** 次に、建設部長。

**○建設部長（尾上 徳廣君）** おはようございます。

4月の人事異動で建設部長を拝命いたしました、尾上徳廣でございます。何分初めての本会議で非常に緊張しております。今後は前部長に一步でも近づきますよう努めていきたいと思っております。今後とも御指導、御助言をいただきますようよろしくをお願いいたします。

**○議長（堀江 隆臣君）** 次に、経済振興部長。

**○経済振興部長（坂中 孝臣君）** おはようございます。

4月1日より経済振興部長として辞令をいただきました坂中でございます。私も建設部長ともども初めてでございますので一生懸命頑張りますのでよろしくをお願いいたします。

**○議長（堀江 隆臣君）** 次に、教育部長。

**○教育部長（村枝 誠二君）** おはようございます。

このたびの人事異動によりまして教育部長を仰せつかりました村枝でございます。これまで議員皆様には合併後6年間という長きにわたりまして、議会事務局の職務を無事卒業させていただきました。大変御世話になりました。厚く御礼を申し上げる次第でございます。

これからは教育行政に携わることになりましたけれども、市長並びに市民代表であります議員皆様の負託に少しでも応えるべく、その使命達成に向け、短い月日ではございますけれども、最善の努力をしまして、その責務を全うしてまいりたいというふうに決意をいたしております。今後とも議員皆様におかれましては、御指導、御鞭撻をお願い申し上げ、あいさつにかえさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

**○議長（堀江 隆臣君）** 次に、健康福祉部長。

**○健康福祉部長（杉田 省吾君）** おはようございます。

4月の異動で健康福祉部長を拝命しました杉田省吾と申します。

健康福祉部の部門については経験の浅い職場でございます。今後議員皆様の御指導を仰ぎながら住みなれた地域で安心して生活できるまちづくりに努めてまいりたいと思っております。今後

ともよろしく申し上げます。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、会計管理者。

○会計管理者（杉田 良一君） おはようございます。

このたびの異動により会計管理者を仰せつかりました杉田と申します。今後とも市の金庫番として会計業務の責務をしっかりと果たしてまいりたいと思っております。どうかよろしく願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、水道局長。

○水道局長（松本 和任君） おはようございます。

本年4月1日をもちまして水道局長を拝命いたしました松本でございます。与えられた職責を全うできるよう頑張ります。今後とも皆様の御指導、御鞭撻のほどよろしく願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、総務課長。

○総務課長（橋本 秀雄君） 皆さん、おはようございます。

4月の異動で総務課長を仰せつかりました橋本です。皆様の御指導を仰ぎながら精いっぱい努めてまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 最後に、財政課長。

○財政課長（竹下 学君） 皆様、おはようございます。

ただいま御紹介にあずかりました財政課の竹下学でございます。財政運営につきまして、一生懸命取り組んでまいります。どうぞ皆様、御指導、御鞭撻のほどよろしく願い申し上げます。

○議長（堀江 隆臣君） 以上で執行部の紹介を終わります。

それでは本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付してあるとおりでございます。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（堀江 隆臣君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に20番、猪塚安親君、21番、新宅靖司君を指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（堀江 隆臣君） 日程第2、会期の決定については、去る5月19日、6月4日及び本日に議会運営委員会が開催され、会期日程などについて協議をされておりますので、議会運営副委員長からの報告を求めます。

議会運営副委員長。

○議会運営副委員長（西本 輝幸君） おはようございます。

平成22年第2回上天草市議会定例会に当たり、議会運営委員会を去る5月19日、6月4日

及び本日に開き、会期日程等について協議いたしましたので、その結果について御報告を申し上げます。

まず、5月19日に協議した結果を御報告いたします。

この日は、主に第2回定例会の会期日程の素案について検討しました。まず会期の日程につきましては、5月24日から27日にかけて全国市議会議長会、県市議会議長会が東京で開催され、また全国市長会が6月8日から10日にかけて同じく東京都で開催されることで、行事日程等を考慮いたしまして開会を6月11日とし、閉会を6月30日とすることで内定しましたが、詳細についての最終決定は、一般質問の通告人数などが不確定なことから、次回の委員会に持ち越しました。

次に提出予定議案につきまして、執行部からこの時点で条例関係8件、平成21年度補正予算専決処分5件、平成22年度補正予算1件、規約の一部変更1件、平成21年度繰越明許費繰越計算書の報告4件、合計19件の提出予定議案を事務局より報告を受けております。

次に、6月4日開催の委員会報告をいたします。一般質問事前口頭通知者が最終的に確定いたしましたので、会期を本日の11日に開会、提案理由の説明、12日から15日までは議案研究のため休会し、16日に議案質疑及び委員会付託とすることで決定いたしました。次に、17日を休会とし、一般質問通告者が15名でありましたので、一般質問を18日金曜日に5人、21日月曜日に5人、22日火曜日に5人の以上3日間を一般質問とすることに決定いたしました。

次に、各常任委員会の開催は、23日に経済建設常任委員会、24日を総務常任委員会、25日を文教厚生常任委員会の開催ということに決定いたしました。次に、26日から29日までは事務局の事務整理のため休会し、6月30日の水曜日を最終日としまして委員長報告、採決、閉会とすることで決定いたしました。

次に、最終的に提案された20件の議案及び請願、陳情等について付託委員会を含め検討し、慎重に審議しました結果、全議案を本会議へ上程することに決定いたしました。なお、承認第2号から承認第9号までと報告第1号から報告第5号につきましては委員会への付託を省略し、16日本会議に審議、採決することに決定しました。

次に、本日の委員会の検討事項は5月23日の集中豪雨による災害復旧関連事業の平成22年度一般会計補正予算（第2号）の専決処分の追加議案の取り扱いについて慎重に審議しました結果、全員異議なく本会議へ上程することに決定しました。また審議方法については、承認議案でございますので委員会への付託を省略し、16日の本会議で審議、採決とさせていただくことに決定しました。

なお、議会運営委員会として閉会中の継続審査及び調査の申し出をすることを決定しましたことを御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

**○議長（堀江 隆臣君）** ただいまの副委員長報告どおり決定いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（堀江 隆臣君）** 御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、副委員長報告のとおり20日間と決定いたしました。

---

日程第3 諸般の報告

**○議長（堀江 隆臣君）** 日程第3、諸般の報告。

議事に入ります前に、諸般の報告を申し上げます。

熊本県市議会議長会及び全国市議会議長会定期総会に出席いたしましたので、その概要について御報告を申し上げます。

去る5月25日に東京の都市センター会館で開催されました第243回熊本県市議会議長会では、開会后、会長並びに国会議員の3名からあいさつが行われ、その後議事に入り、新任議長の宇土市、宇城市、天草市の議長紹介があり、引き続き、会務報告、議案審議が行われ、全会一致をもって承認され、熊本県14市共同提出3議案の要望活動事項を熊本県選出国會議員11名へ提出いたしました。また、会議終了後、引き続き国会議員との意見交換会も開催されました。

次に、第86回全国市議会議長会定期総会は、5月26日に東京都の日比谷公会堂で開催され、会長あいさつ、来賓祝辞など開会行事の後、市議会議員の特別表彰並びに一般表彰の伝達式がとり行われました。表彰伝達式の後議事に入り、一般事務、会計報告及び各部会の委員会から会務報告が行われ、いずれも認定、承認がなされました。次に議案審議に入り、会長提出議案3件、各部会提出議案26件及び口蹄疫対策に関する緊急決議がなされ、審議が行われました。慎重審議の結果、いずれも地域振興に関する重要な案件であることから、政府に対し強く要望することとして、原案のとおり決定し、閉会いたしました。

次に、平成22年2月から5月分の例月出納検査結果報告書が監査委員から提出されましたので、議会事務局に保管してあります。必要な方は御閲覧お願いいたします。

以上、御報告申し上げます。

ここで、市長から諸般の報告の申し出があってありますので、これを許します。

市長。

**○市長（川端 祐樹君）** 皆さん、おはようございます。

諸般の報告をいたします前に、まずもって日向市において松島町の貨物船第8勝丸の座礁事故の犠牲となられました4人の方々に対しまして、心から御冥福をお祈り申し上げます。本件につきましては、事故発生 of 報を受けると同時に、職員に対し正確な情報入手を指示し、市民、マスコミ等への対応を行う一方、現地に出向き、捜索活動中の日向市、海上保安部、消防関係等への協力要請、家族への励まし、また情報収集に当たりました。現地対策本部においては三日間の捜索で一部を除いて捜索活動の終了となりましたが、市在住の家族から消防団に対し、継続した捜索活動の要請を受け、消防団長以下15人が三日間の日程で現地に出向き、捜索に当たっていただいたところでございます。関係機関等の懸命の捜索にもかかわらず、船長以下4人のとうい

命が一瞬にして奪われるという悲惨な結果に終わり、まことに痛恨のきわみでございます。

次に、口蹄疫予防対策につきまして申し上げます。不測の事態に備えて、5月18日に農林水産課を事務局とし、家畜伝染病防疫対策本部を設置し、畜産農家に対して消石灰を無償提供いたしました。さらに、5月28日には天草1号橋付近にマットを使った消毒ポイントを設け、ウイルス感染の侵入阻止を図っております。

次に、水俣病被害者の救済処置につきましては、県による新たな救済に対する説明会が5月13日、14日の二日間、龍ヶ岳町の4会場において開催され、龍ヶ岳町内外より約820人の参加がありました。市では、住民からの問い合わせや申請書類等の記入アドバイス、申請書類の進達等を行うほか事務量増加に対応するため、県に要請し、専任の事務職員を6月1日から龍ヶ岳支所に配置したところでございます。

次に、パライゾ上天草株式会社の代表交代について報告をいたします。上天草物産館さんぱーの指定管理者として施設の管理、運営を行っておりますパライゾ上天草株式会社におきましては、以前から市が筆頭株主という立場から私が社長職を務めていたところですが、より効率的な運営を図るため、私は当職を引き、6月7日付で新社長に大矢野町商工会長の田中亨氏が就任されたことを報告いたします。

次に、熊本県市長会定例会について報告いたします。去る4月19日、県市長会定例会が荒尾市で、5月13日九州市長会総会が嬉野市でそれぞれ開催されました。熊本県市長会の議題は、各市から提出されました離島航空路線等維持のための支援措置の拡充についてなど、国に対する要望が18件、県事業に係る地元負担金の見直しについてなど県に対する要望議案が5件、合計23件について審議を行いました。また九州市長会では、各県の要望事項をまとめ、都市財政の拡充強化や地域経済の振興及び雇用対策の充実等を6月9日の全国市長会へ要望したところでございます。

このほか、市の円滑な事務執行を進めるため、松島庁舎の2階に市長執務室を設置し、6月4日から松島庁舎に出向き、職員への訓示、部課長からの諸報告、市民各種団体等の意見要望等の対応に努めているところでございます。

以上で諸般の報告を終わらせていただきます。

- 
- 日程第 4 承認第 2号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて  
(上天草市税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第 5 承認第 3号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて  
(上天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第 6 承認第 4号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて  
(上天草市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する



条例の制定について)

- 日程第 7 承認第 5号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて  
(平成21年度上天草市一般会計補正予算(第12号))
- 日程第 8 承認第 6号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて  
(平成21年度上天草市国民健康保険特別会計(事業勘定)  
補正予算(第5号))
- 日程第 9 承認第 7号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて  
(平成21年度上天草市診療所特別会計補正予算(第6  
号))
- 日程第10 承認第 8号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて  
(平成21年度上天草市斎場特別会計補正予算(第7号))
- 日程第11 承認第 9号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて  
(平成21年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計  
補正予算(第6号))
- 日程第12 承認第10号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて(追加)  
(平成22年度上天草市一般会計補正予算(第2号))
- 日程第13 議案第40号 上天草市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正  
する条例の制定について
- 日程第14 議案第41号 上天草市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する  
条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第42号 上天草市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について
- 日程第16 議案第43号 上天草市企業立地の促進等による地域における産業集積の形  
成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく  
準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第44号 上天草市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に  
関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第45号 平成22年度上天草市一般会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第46号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約に  
ついて
- 日程第20 報告第 1号 平成21年度上天草市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告  
について
- 日程第21 報告第 2号 平成21年度上天草市斎場特別会計繰越明許費繰越計算書の  
報告について
- 日程第22 報告第 3号 平成21年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計繰

越明許費繰越計算書の報告について

日程第 2 3 報告第 4 号 平成 2 1 年度上天草市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第 2 4 報告第 5 号 平成 2 1 年度上天草市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

○議長（堀江 隆臣君） 次に、日程第 4、承認第 2 号から日程第 2 4、報告第 5 号までの以上 2 1 件を一括議題といたします。

承認第 2 号から順次提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（川端 祐樹君） 平成 2 2 年第 2 回上天草市議会定例会に提案いたします議案について、その概要を御説明いたします。

本定例会には、専決処分の報告並びにその承認を求めることについての専決処分の承認を求める議案 9 件、上天草市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてなど条例議案 5 件、平成 2 2 年度上天草市一般会計補正予算（第 1 号）の予算議案 1 件、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約についてのその他議案 1 件、平成 2 1 年度上天草市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてなど報告 5 件、合計 2 1 件を提案いたします。

各議案の詳細につきましては所管部署より説明いたしますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） それでは、まず承認第 2 号から承認第 3 号までの以上 2 件を市民生活部長。

○市民生活部長（佐伯 秀昭君） では、早速でございますが、議案の 1 ページをお開きいただきたいと思います。

承認第 2 号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて。上天草市税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるものでございます。

専決第 8 号、上天草市税条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴いまして改正するものでございまして、単なる条文条項の整備のための変更が多数行われております。そのため、別冊説明資料の新旧対照表、改正後、改正前に記載してあります条文条項の整備、変更及び削除については説明を省略させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、主な改正点を申し上げます。1 ページの第 3 6 条の 3 の 2 から、2 ページの第 3 6 条の 3 の 3 につきましては、個人の市民税に係る給与所得者、公的年金受給者の扶養親族申告書について改正が行われたもので、従来は住民税の扶養控除適用に必要な情報は確定申告での所得税等一体的に収集していたものを、今回の改正で扶養親族の情報収集に関する根拠を地方自治法

に掲載したものであります。

4 ページの第 9 5 条は、たばこ税の税率を平成 2 2 年 4 月 1 日、失礼しました、1 0 月 1 日から 1, 0 0 0 本当たり 3, 298 円が 4, 618 円と改正となり、今回の改正による増額分は国 1, 750 円、県 430 円、市町村 1, 320 円、合計 1, 0 0 0 本当たり 3, 500 円で、1 本当たり 3. 5 円の引き上げとなります。また 3 級品たばこ、これはエコー、わかば、しんせい、ゴールデンバット等でございますけれども 1, 0 0 0 本当たり 1, 564 円から 2, 190 円となり、今回の改正による増額分は国 831 円、県 205 円、市町村 626 円、合計の 1, 0 0 0 本当たり 1, 662 円で、1 本当たり 1. 662 円の引き上げとなります。

5 ページ、第 1 9 条の 3 は非課税口座内上場株式の譲渡に係る市民税の所得計算の特例として、市民税の所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第 3 7 条の 1 4 第 5 項第 2 号に規定する非課税上場株式等管理契約に基づき、同条第 1 項に規定する非課税口座内上場株式等の譲渡をした場合には、令附則第 1 8 条の 6 の 2 第 3 項で定めるところにより、事業所得の金額、譲渡所得の金額、または雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の同法第 3 7 条の 1 0 第 2 項に規定する株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額または雑所得の金額を区分して、これらの金額を掲載するものです。附則といたしまして、この条例は平成 2 2 年 4 月 1 日から施行するとなっております。

次に、6 ページから 7 ページにつきましては、関係条文条項の整備、変更及び削除でございますので、説明は省略させていただきます。

8 ページ、第 4 条におきましては、たばこ税に関する経過措置で、手持ち品課税が規定されております。これは平成 2 2 年 1 0 月 1 日でたばこ税の税率が改正されますが、卸売業者及び小売業者はこの時点での在庫品に対しても製造たばこ 1, 0 0 0 本当たり 1, 320 円、3 級品たばこ 1, 0 0 0 本当たり 626 円課税をするものでございます。

1 0 ページをお願いいたします。提案理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い関係規定を整備する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分し、同条第 3 項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

続きまして、1 1 ページをごらんいただきたいと思います。承認第 3 号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて御説明いたします。上天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるものでございます。

専決第 9 号、上天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これにつきましても、新旧対照表に記載してあります単なる条文条項の整備、変更及び削除については説明を省略させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

では、内容を簡単に説明させていただきます。国民健康保険税の医療費分の限度額現行 47 万円

が3万円増額され50万円となり、また後期高齢者支援金等分の限度額現行12万円が1万円増額され13万円となるものであります。これによりまして医療分50万円、支援分13万円、介護分10万円、合計73万円が最高限度額になります。

第23条の2において、特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例が追加されております。この内容について説明いたします。これは、現在の社会情勢、不況に伴う会社の都合等による離職者を救済する措置として、国民健康保険税の課税計算を給与所得の100分の30として行うものであり、第24条の2においては、特例対象被保険者等に係る申告として、国民健康保険の被保険者は、市長に対して離職理由と申告書の提出や雇用保険受給資格者証などの書類を提示する必要があるとなっております。

13ページを開いていただきたいと思います。附則といたしまして、この条例は平成22年4月1日から施行することになっております。

提案理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い関係規定を整備する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるとでございます。どうぞ御審議いただき、御賛同賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、承認第4号を病院事務長。

○上天草総合病院事務長（松本 精史君） 議案書の14ページをお願いいたします。承認第4号について御説明いたします。

上天草市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認をお願いするものでございます。

専決第10号につきまして、別紙説明資料19ページの新旧対照表で御説明いたします。上天草市病院事業の設置等に関する条例の第3条第2項中、第21号、第22号をそれぞれ繰り下げて、第22号に新たに神経内科を加えるものでございます。

議案書に戻りまして、附則でございますが、この条例は平成22年4月1日から施行する。

提案理由でございます。水俣病被害者の救済措置に伴います県の指定医療機関となるため、関係規定を整備する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がございませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認をお願いするものでございます。

これが提案理由でございます。御審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、承認第5号を総務企画部長。

○総務企画部長（永森 良一君） おはようございます。

承認第5号、平成21年度上天草市一般会計補正予算について、地方自治法の規定により専決処分をいたしておりますので、その内容を報告し、その承認を求めるとでございます。どうかよろしく願いいたします。

承認第5号、専決第2号、平成21年度上天草市一般会計補正予算（第12号）について御説明いたします。歳入歳出それぞれ2億8,402万8,000円を追加し、予算総額を174億5,844万4,000円とするものでございます。

第2表繰越明許費につきましては、翌年度への繰越として15款総務費15項徴税費の基幹税務システム改修業務201万6,000円、及び55款教育費20項中学校費の大矢野中学校屋内運動場改築用地取得500万円の合計701万6,000円をお願いしております。

○議長（堀江 隆臣君） 総務部長、答弁中申しわけないです。この資料が出ておりますので、配付してあると思います。お願いします。

○総務企画部長（永森 良一君） 第3表の繰越明許費の補正につきましては、翌年度への繰越として、斎場特別会計繰出金事業5,600万円のほか五つの事業、あわせて3億2,711万円をお願いしております。

第4表の補正につきましては、地方債発行額の確定による災害復旧事業債、過疎対策事業債のほか四つの事業債の、あわせて6,460万円を減額補正しております。

歳入予算の主なものといたしまして、15款地方譲与税581万2,000円の減額は譲与税交付額決定による10項自動車重量譲与税646万5,000円、及び15項地方道路譲与税2,397万5,000円の減額と地方揮発油譲与税2,462万8,000円の増額を計上いたしております。

20款利子割交付金75万円の減額。

22款配当割交付金94万円の増額。

24款株式等譲渡所得割交付金13万9,000円の減額。

25款地方消費税交付金1,677万2,000円の増額。

35款自動車取得税交付金786万円の減額につきましては、各交付金の交付額決定によるものであります。

41款地方特例交付金1,295万2,000円の増額は、交付決定による10項地方特例交付金の減税補てん特例交付金500万円及び特別交付金293万6,000円の減額と、児童手当特例交付金483万7,000円及び減収補てん特例交付金1,301万3,000円の増額を計上し、並びに15項特別交付金は科目変更による303万8,000円の増額を計上しております。

45款地方交付税2億9,942万6,000円は、特別交付税の交付決定による増額を計上しております。

50款交通安全対策特別交付金11万9,000円は、交通安全対策特別交付金の交付決定による増額を計上しております。

また、65款国庫支出金15項国庫補助金1,971万2,000円の増額は、交付額決定により地域活性化・経済危機対策臨時交付金182万6,000円の減額と、地域活性化・公共投資臨時交付金2,153万8,000円の増額を計上しております。

80款寄附金692万8,000円はふるさと応援寄附金の増額を計上いたしました。

95款諸収入35項雑入では634万円、これは熊本県市町村振興協会市町村交付金の増額であ

ります。

9 9 款市債 1 0 項市債6,460万円の減額につきましては、地方債発行額の確定によるものでございます。

次に歳出の主なものといたしまして、3 5 款農林水産業費、4 5 款土木費、5 5 款教育費、6 0 款災害復旧費につきましては、地方債発行額の確定による財源の組み替えを行っております。

7 0 款諸支出金692万9,000円は、ふるさと応援基金積立金の増額を計上しております。

7 5 款予備費2億7,709万9,000円の増額は、予算調整によるものでございます。

以上が、専決予算の概要でございます。よろしくお願い申し上げます。

提案理由といたしましては、地方交付税の確定に伴い予算を補正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法の規定により議会に報告し、その承認を求めるものであります。どうかよろしくお願い申し上げます。

**○議長（堀江 隆臣君）** 次に、承認第6号から承認第7号までの以上2件を健康福祉部長。

**○健康福祉部長（杉田 省吾君）** 議案書の16ページをお願いいたします。承認第6号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて御説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別冊補正予算書のとおり、3月29日付で専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認をお願いするものでございます。

別冊補正予算国保24ページをお願いいたします。専決第3号、平成21年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）は、第1条にありますとおり歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,121万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億9,584万4,000円とするものでございます。詳細につきましては項目別明細書により説明します。

30ページをお願いします。まず、歳入の主なものとしましては、10款国民健康保険税883万2,000円の増額は、滞納繰越分の増により10目の一般被保険者国民健康保険税が862万2,000円の増額、退職被保険者国民健康保険税21万円の増額によるものです。

25款の国庫支出金5,779万4,000円の増額は10項国庫負担金2,910万1,000円の増額、15項国庫補助金2,869万3,000円の増額によるものです。国庫負担金は医療給付費等負担金の現年度分確定による2,910万1,000円の増額です。国庫補助金は財政調整交付金2,855万9,000円の増額が主な要因です。普通調整交付金は市町村間の財政力の不均衡を調整するための交付金で、423万1,000円の増額です。特別調整交付金は特別な事情による市町村間の財政面の不均衡を調整するための交付金で、2,432万8,000円の増額となりました。

30款の県支出金1,963万7,000円の増額は、県補助金における財政調整交付金が国庫補助金に関連して第1号都道府県調整交付金、普通調整交付金であります555万8,000円の増額。第2号都道府県調整交付金、特別調整交付金であります1,407万9,000円の増額となりました。

32ページをお願いします。35款の療養給付費交付金は、退職被保険者等の医療給付費に対する交付金1,829万5,000円が減額となりました。

65 款の諸収入306万5,000円の増額は、一般被保険者の納税遅延に対する延滞金93万2,000円の増額。雑入におきまして、実績による一般被保険者第三者納付金38万4,000円の減額、退職被保険者等第三者納付金248万5,000円の増額が主なものです。

33 ページ以降の歳出予算につきましては、歳入予算の組み替えに伴う財源充当の変更を行っております。

36 ページをお願いします。55 款の予備費7,121万3,000円の増額は、歳入歳出の調整額でございます。以上が、今回の国民健康保険特別会計補正予算の概要でございます。

なお、提案理由は、国民健康保険に係る普通調整交付金等の確定に伴い予算を補正する必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるとでございます。

続きまして、議案書17ページをお願いします。承認第7号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて御説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別冊補正予算書のとおり3月29日付で専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認をお願いするものでございます。

別冊補正予算、診療37ページをお願いいたします。専決第4号、平成21年度上天草市診療所特別会計補正予算（第6号）は、第1条にありますとおり歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ56万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,034万9,000円とするものでございます。詳細につきましては、項目別明細書により説明いたします。

42ページをお願いします。まず、10 款の事業収入98万8,000円の減額は国民健康保険診療報酬ほかの各保険診療報酬の確定によるものです。

35 款の諸収入48万4,000円の増額は、予防接種関係収入が主なものでございます。

44 ページをお願いします。歳出の20 款予備費56万4,000円の減額は、歳入歳出の調整額でございます。

以上が、今回の診療所特別会計補正予算の概要でございます。

なお提案理由は、保険診療報酬などの確定に伴い予算を補正する必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるとでございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

**○議長（堀江 隆臣君）** 次に、承認第8号を市民生活部長。

**○市民生活部長（佐伯 秀昭君）** 18ページをごらんいただきたいと思います。承認第8号、専決処分の報告並びにその承認を求めるとについて。平成21年度上天草市斎場特別会計補正予算（第7号）について、地方自治法第179条第1項の規定により別冊補正予算のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるとでございます。補正予算書の45ページをごらんいただきたいと思います。

専決第5号、平成21年度上天草市斎場特別会計補正予算（第7号）。46ページをお願いい

たします。第1表繰越明許費の補正でございまして、10款総務費10項総務管理費上天草市斎場改築工事、これは設備ですけれども1,950万円を、繰越額が500万円増額したことにより、2,450万円を繰り越すものでございます。

提案の理由といたしましては、斎場改築工事の工期延長に伴い予算を補正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

**○議長（堀江 隆臣君）** 次に、承認第9号を経済振興部長。

**○経済振興部長（坂中 孝臣君）** 承認第9号、議案書19ページについて御説明申し上げます。別冊平成21年度上天草市一般会計補正予算（第12号）47ページ、48ページに記載されているとおりでございます。

平成21年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計補正予算（第6号）は、繰越明許の補正でございます。きめ細やかな臨時交付金を活用し、平成21年度補正9号及び補正5号で、エントランス解説映像モニター等の改修工事200万円と設備修繕事業700万円をそれぞれにわけまして事業を執行する予定でありましたけれども、執行する段階におきまして内容を精査しましたところ、モニター改修工事につきましても修繕費として予算措置が適当であると判断いたしました。修繕事業費としての予算の組み替えを行いまして、同じ修繕事業費総額900万円としたものでございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第198条第1項の規定により議会の承認が必要でございますので、この議案を提出するものでございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（堀江 隆臣君）** 次に、承認第10号から議案第42号までの以上4件を総務企画部長。

**○総務企画部長（永森 良一君）** それでは承認第10号、専決第10号について御説明いたします。お手元にお配りしております予算の概要書等をごらんいただきたいと思います。地方自治法の規定によりまして、6月7日付で専決処分をいたしております。

今回の専決は予備費からの予算調整とし、歳入歳出の予算総額は150億5,334万3,000円となりまして、変更はございません。

歳出予算といたしましては、今回は先日5月23日に発生しました豪雨による市道施設、治山施設の崩壊及び家の裏等のがけ崩れによる緊急性が伴うため、災害復旧及び防災管理事業に係る補正を行いました。

まず、45款土木費30項都市計画費10目都市計画総務費の8万円は、家の裏のがけ崩れに伴う見舞金の増額でございます。

50款消防費10項消防費30目防災管理費の80万円は、被災の2カ所に備えつけます排水ポンプ設置使用料の増額でございます。

60款災害復旧費10項農林水産施設災害復旧費25目治山施設災害復旧費の120万円は、被



災の2カ所の測量設計委託料の増額でございます。15項公共土木施設災害復旧費10目道路災害復旧費の796万8,000円は、被災箇所土砂撤去等に係る機械使用料及び市道4カ所の災害復旧工事の増額でございます。

75款予備費10項予備費10目予備費1,004万8,000円の減額は、予算の調整によるものでございます。

以上が予算の概要であります。よろしくお願い申し上げます。

提案の理由といたしましては、平成22年5月23日の大雨による災害復旧工事に伴い予算を補正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法の規定により専決処分し、これを議会に報告し、その承認を求めるものでございます。よろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第40号から議案第42号までの、条例の一部改正について御説明いたします。説明資料でいきますと20ページ以降になりますので、ごらんいただきたいと思っております。この3条例は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、1カ月に60時間を超える時間外勤務を行った職員に対して、時間外勤務手当の支給割合の引き上げと、時間外手当支給にかえて代休時間の指定ができることを新節に加え、この代休時間を職員団体の業務または活動に充てられることになったことに伴う改正でございます。この3条例は関連しておりますので、一括して御説明申し上げたいと思っております。

議案第40号、上天草市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。説明資料の20ページをごらんください。

第9条の次に、時間外勤務代休時間として9条の2、2項を加えます。第1項は、任命権者は時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、時間外勤務手当にかわる措置として代休時間を勤務日等に割り振られた時間に全部または一部を指定することができるものでございます。第2項は、時間外勤務代休時間を指定された職員は正規の勤務時間において勤務を命じられた場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しないものとするものであります。また第11条中、休日を除くも第9条の2第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除くに改めるものでございます。

続きまして、資料の22ページをごらんください。議案第41号、上天草市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定については、第2条第2号に時間外勤務代休時間を新たに追加するものであります。

資料の23ページをごらんいただきたいと思っております。議案第42号、上天草市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、第21条第3項の後に第4項から第6項を加えます。第4項は月に60時間を超えた時間外勤務に対して時間外勤務手当の割合を勤務1時間当たりの給与額に100分の150とし、なお勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合については100分の175を乗じて時間外手当を、時間外手当として支給するものでございます。

第5項は、時間外勤務代休時間を指定された、あるいは取得した場合には前条4項に定める時間外勤務手当の支給割合を減じた分については支給を要しないとするものでございます。内容はそういうことです。

提案理由といたしましては、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係規定を整備する必要があります。これが提案理由となります。どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀江 隆臣君） ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時03分

---

再開 午前11時13分

○議長（堀江 隆臣君） 休憩前に引き続き再開いたします。

提案理由説明の議案第43号を経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） 議案第43号、議案書の26ページについて御説明申し上げます。別冊平成22年第2回上天草市議会定例会市長提出議案説明資料の25ページに記載してあるとおりでございます。

工業立地法に係る緑地面積等の特別措置を適用させたため、重点促進区域の追加申請を行い、国の同意を得まして、大矢野町中5377の5を加えるものでございます。

提案理由といたしましては、上天草市企業立地の促進による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づき、準則を定める条例の一部を改正する必要がありますので、この議案を提出するものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第44号を教育部長。

○教育部長（村枝 誠二君） それでは、第2回定例会議案の27ページをお開き願いたいと思います。

議案第44号、上天草市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。この条例の一部改正は、この議案説明資料の同じく26ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

改正後の別表第1第2条関係中、上天草市親善大使の報酬額の次に上天草市公立学校施設整備計画検討委員会を追加いたしまして、委員の報酬日額を5,000円に定めるものでございます。この検討委員会設置におきましては、去る3月の定例議会の折、当初予算として龍ヶ岳地区公立学校教育施設基本計画検討委員会委員の15名分の報酬として22万5,000円を計上し、御承認をいただいたところでございます。

しかし、その3月定例議会の質疑の中で、検討委員会の名称については上天草市内の小中学校統廃合全体を考慮し、委員会の名称を検討するよう求められたところでございます。当教育委員会では再度、ほかの市などの資料を参考に委員会の名称を慎重に検討いたしました結果、上天草市公立学校施設整備計画検討委員会に名称を改めさせていただき、今回新たに委員の報酬額の日

額を5,000円に定めるものでございます。

提案理由といたしまして、上天草市公立学校施設整備計画検討委員の報酬について新たに追加する必要がありますので、この議案を提出するものでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第45号を総務企画部長。

○総務企画部長（永森 良一君） 続きまして議案第45号、平成22年度上天草市一般会計補正予算（第1号）について御説明をいたします。お手元にお配りしております資料、それと予算書、予算の概要書をごらんいただきたいと思います。

歳入歳出それぞれ6,994万3,000円を追加し、予算総額を150億5,334万3,000円とするものであります。

歳入予算の主なものといたしましては、65款国庫支出金15項国庫補助金1,000万円の増額は過疎地域等自立活性化推進交付金を計上しております。

70款県支出金5,994万3,000円の増額は、15項県補助金の農林水産業費県補助金において、経営体育成交付金等849万円を、商工費県補助金においては熊本県緊急雇用創出特別基金事業補助金等4,903万2,000円を計上し、20項委託金の農林水産業費委託金においては県営荒木浜地区ほ場整備事業換地委託金180万円を、教育費委託金においては法務省人権啓発活動地方委託金等62万1,000円を計上しております。

次に、歳出について御説明申し上げます。今回は主に国の補助による過疎地域等自立活性化推進交付金事業、県の補助による経営体育成交付金事業、及び県の緊急雇用創出特別基金事業などに伴う補正の内容であります。

10款議会費10項議会費10目議会費は、旅費84万6,000円の増額を計上しております。

15款総務費10項総務管理費25目会計管理費は、臨時雇用職員の賃金として34万8,000円を増額しております。30目財産管理費は土地分筆業務委託料を計上し、委託料の節内で予算の組み替えをするものであります。45目企画費は、松島庁舎等建設検討委員会の委員の増加に伴う報酬、費用弁償、国際交流事業の費用弁償及び過疎地域等自立活性化推進交付金事業の実証運行委託料1,166万8,000円の増額をしております。70目電子計算費は、電子計算機の一般事務事業の戸籍総合システムの委託料と、使用料及び賃借料の節間での予算の組み替えでございます。

15項徴税费10目税務総務費は、需用費と負担金補助及び交付金の節間での予算の組み替えであります。35項監査委員費10目監査委員費は、需用費の燃料費4万1,000円の増額であります。

20款民生費15項児童福祉費については、臨時職員の配置がえに伴う合津保育所と大道保育所間の予算の組み替えをお願いしております。

25款衛生費10項保健衛生費10目保健衛生総務費については、母子保健指導車負担金として61万円の増額をしております。15項清掃費10目清掃総務費は、可燃ごみ本渡清掃センター搬入自動車借上料63万円の増額であります。

35款農林水産業費10項農業費については、20目の農業振興費の経営体育成交付金等868万5,000円と30目農地費の荒木浜地区換地業務180万円の合計1,048万5,000円の増額であります。15項林業費15目林業振興費は林道草払委託料を30万円減額したものであり、予算の組み替えによる減額であります。20項水産業費15目水産振興費は、県緊急雇用創出特別基金事業の天草・有明海のアサリ、ハマグリ再生事業委託料等1,461万1,000円の増額であります。

40款商工費10項商工費については、15目商工振興費の商工業振興対策補助金等234万9,000円と、20目観光費は緊急雇用創出特別基金事業の新たな伝統芸能の創作事業委託、海洋レジャーインストラクター育成事業委託、ハクセンシオマネキマスター育成事業委託及び観光圏事業負担金等2,496万3,000円の、あわせると2,731万2,000円の増額でございます。

45款土木費15項道路橋りょう費10目道路維持費については、工事請負費と公有財産購入費の節間で予算の組み替えをしております。

55款教育費10項教育総務費については、15目事務局費の県緊急雇用創出特別基金事業のフリースクール等の設立に向けての人材育成事業委託料等1,368万8,000円と、20目教育振興費の外国人青年招致事業に伴う帰国旅費及び赴任旅費45万9,000円の、あわせて1,414万7,000円の増額であります。25項社会教育費10目社会教育総務費は英語村キャンプ事業の節間での予算の組み替えと、30目人権教育推進費は、人権啓発に伴う消耗品及び印刷製本費として6万1,000円の増額をしております。30項保健体育費15目体育施設費は、体育用具購入のための節間での予算の組み替えであります。

75款予備費10項予備費10目予備費1,051万6,000円の減額は予算調整によるものでございます。

以上が補正予算の概要であります。よろしくお願ひ申し上げます。

予算を定めるには、地方自治法の規定により議会の承認を経る必要がございます。これが提案理由であります。よろしくお願ひ申し上げます。

**○議長（堀江 隆臣君）** 次に、議案第46号を健康福祉部長。

**○健康福祉部長（杉田 省吾君）** 議案書の29ページをお願いします。議案第46号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部の変更について御説明申し上げます。

変更の主なものとしまして広域連合の議会の組織、広域連合議員の選挙の方法、それに広域連合議員の任期を変更するものでございます。

別冊の説明資料27ページをお開きいただきたいと思ひます。新旧対照表に記載してありますように第7条第1項中、議会の議員定数32人を45人に改め、同条第2項は構成市町村の長及び議員のうちから各号に掲げる区分に応じて選出していたものを、構成市町村の長または議会の議員により組織することに改め、第8条を次のように改めます。広域連合議員の選挙の方法。第8条、広域連合議員は、構成市町村の長及び議会の議員のうちから、構成市町村の議会において1人を選出する。

28ページをお願いします。第2項、前項の規定による選挙については地方自治法第118条

の例によることに改めるために、同条第3項及び第4項を削ることとなります。第9条第1項中「広域連合議員の任期は2年とする」を「構成市町村の長または議会の議員としての任期による」に改め、同条第2項中「または議員」を「または議会の議員」に改め、同条第4項及び第5項を削るものでございます。

議案書の29ページに返っていただきまして、附則で規約の施行日を熊本県知事の許可のあった日から施行するとし、経過措置として2から4を追加するものであります。

提案の理由としましては、広域連合の規約を変更しようとするときは地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を経る必要がありますので、これがこの議案を提出する理由でございます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

**○議長（堀江 隆臣君）** 次に、報告第1号から報告第4号までの以上4件を総務企画部長。

**○総務企画部長（永森 良一君）** お手元にお配りしております報告第1号から第4号までの繰越計算書をごらんいただきたいと思っております。地方自治法施行令第146条第2項の規定により、普通地方公共団体の長は繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の議会においてこれを議会に報告しなければならないとなっておりますので、ただいまから第1号から第4号までについて御報告いたします。

報告第1号、主なものといたしましては平成21年度国の地域活性化のための臨時交付金事業、経済危機対策臨時交付金、公共投資臨時交付金の三つの事業、それに加えてきめ細かな臨時交付金事業がございましたけれども、この繰越額として11億6,909万7,000円。また、それ以外の部分といたしまして小規模福祉施設スプリンクラー整備補助事業繰越額380万円、緑の産業再生プロジェクト促進補助事業繰越額3,850万円、防災情報通信設備交付金事業繰越額900万円、補助事業繰越額4,190万4,000円のほか、工期延長に伴う繰越額として2億304万7,900円となります。そうしますと、これは計算書をごらんいただきたいと思っておりますけれども、一般会計の繰越額としては14億6,578万円ということになります。

続いて報告第2号、平成21年度上天草市斎場特別会計繰越明許費繰越計算書の報告、また報告第3号、平成21年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計繰越明許費繰越計算書の報告、また報告第4号、平成21年度上天草市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてをあわせて説明いたします。

3会計ともきめ細かな臨時交付金対象事業の繰越であります。財源は、一般会計から交付金相当分の繰り出しを行っていると同時に、斎場関係については繰越金をあわせて充当いたしております。

以上で報告を終わります。よろしく御願いいたします。

**○議長（堀江 隆臣君）** 次に、報告第5号を水道局長。

**○水道局長（松本 和任君）** 報告第5号、平成21年度上天草市水道事業会計予算繰越計算書の報告について説明します。別紙の1枚紙をごらんください。

水道事業では、21年度から22年度へ総額2,934万5,142円を繰り越しております。内容とい

たしましては、建設改良費で大潟送水管布設替工事ほか工事3件の繰り越しでございます。

以上です。

**○議長（堀江 隆臣君）** 以上で、執行部からの提案理由の説明が終わりました。

以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。あすの12日から15日までは議案研究のため休会し、次の本会議は16日の午前10時から議案質疑となっております。質疑の希望者は、14日の午後5時までに質疑通告書を事務局に提出されるよう、お願いいたします。また、一般質問をされる方は、本日午後4時までに一般質問通告書を提出されますようお願いいたします。

以上で、本日はこれにて散会いたします。御起立をお願いします。お疲れさまでした。

散会 午前11時35分